

9月10日は下水道の日  
9月は下水道月間です

平成27年度 作文部門 中学生の部 日本下水道協会会長賞受賞!  
題「生活を守る下水道」  
旭川市立啓北中学校 2年生 三宮 啓太郎 さん (学年は応募当時のもの)

# 下水道いろいろコンクール作品募集 [ポスター・作文・標語・書道]

応募締め切り 平成28年9月9日(金)

下水道に興味を持っていただき、理解を深め、下水道の健全な発達に役立つことを目的として、小・中学生を対象にポスター・作文・標語・書道の作品を募集します。

くらしを支える下水道について感じたことを自由に表現して、ふるってご応募ください。

主催/(一財)旭川市水道協会  
共催/旭川市水道局  
後援/旭川市教育委員会

たくさんのご応募  
お待ちしております!



応募・お問い合わせは...

〒070-8541  
旭川市上常盤町1丁目  
旭川市水道局2階お客様センター  
(一財)旭川市水道協会  
電話 26-8524 FAX 73-9310

## 対象

旭川市内の小中学生・中学生とします  
なお、書道部門は小学生のみ

## 賞

部門ごとに金賞・銀賞・銅賞・入選  
応募者全員に参加賞

## 応募規定

各学校に配布してある応募要領又は  
旭川市水道協会のホームページをご覧ください

## 応募方法

学校ごと、もしくは個人での直接応募も可

## 発表

10月上旬に入選者を発表します  
表彰式を10月中旬に予定しています

# こんにちは 水道局です



第46号  
平成28年7月  
旭川市水道局

旭川市水道局 〒070-8541  
旭川市上常盤町1丁目  
お客様センター ☎24-3163

旭川市水道局 検索

■ホームページ ■ツイッター ■フェイスブック



## 災害等の危機事態に備えて

### ■大規模な断水が発生したときは...

本市で災害等により大規模な断水が発生した場合、水道局では事故対策本部を設置し、必要な対策を取ることになっています。断水の地域には臨時給水所を開設し、給水タンク車等による応急給水を実施します。臨時給水所の場所などは、報道機関に報道を依頼するほか、広報車、ホームページ、ツイッター、フェイスブックなどでお知らせします。

応急給水の際は、水道局でも可能な限り給水袋などを用意して配布しますが、数に限りがあるため、できるだけ水を入れる容器をご持参くださいますようお願いいたします。

### ■大規模災害などに備えて

大規模災害などの際は、本市だけでは十分な対応が難しい場合も考えられます。そうした場合に備えて、水道局と関係団体・企業等との間で危機発生時の応援協定を締結しています。これにより、必要に応じて関係団体・企業等や道内外の市町村等からも応急給水・復旧活動等への応援が受けられるようになっています。

### ■事故想定訓練等の実施

水道局では、毎年事故想定訓練等を実施しているほか、市の防災訓練や関係団体の訓練にも参加しています。

### ■飲料水を備蓄しておきましょう!

災害等に備えて、各ご家庭で1人1日3リットル、3日間程度の飲料水を備蓄しておきましょう。汲み置きの方法などは、水道局フェイスブック平成28年5月10日投稿ページをご覧ください。

お問い合わせ先 総務課 ☎24-3160



## 施設見学バスツアー参加者募集! 主催:旭川市水道局

参加費無料

わたしたちの生活になくてはならない水道水ができる過程や下水処理の様子を見学して、水に対する理解を深めてみませんか。

- と き 平成28年8月21日(日)
- 集合・解散場所 市役所総合庁舎正面駐車場(旭川市6条通9丁目)
- 日程・見学場所 12:30集合・受付 ~ 12:40出発 ~ 13:10忠別川浄水場見学 ~ 14:20忠別川浄水場出発 ~ 15:00下水処理センター見学 ~ 16:05講座 ~ 16:30下水処理センター出発 ~ 17:00市役所総合庁舎前到着・解散
- 対象 旭川市在住で満20歳以上の方
- 募集人数 40名(先着順で定員に達し次第締め切らせていただきます。)
- 持ち物 上靴、雨具
- 申込方法 電話による申込み(申込みは4名まで。他の方法による申込みは受け付けできません。)
- 申込期間 平成28年7月25日(月)から平成28年8月12日(金)(受付は平日9時~17時まで)(8月12日(金)を過ぎても募集人数に達していない場合は、申込期間を延長します。)

### ●注意事項 ※以下の注意事項をご承知おきの上、お申込みください。

- ・見学する施設は見学を前提とした設計ではないため、バリアフリーではありません。
- ・雨天の場合も実施しますが、施設の運転に影響を及ぼす可能性がある大雨などの悪天候の場合は中止することがあります。
- ・実施の様子は写真等の撮影を行い、ホームページ等に掲載されることがあります。
- ・実施にあたって、水道局で保険に加入しますが、自己の責任による事故があった場合は、水道局はその責めを負いません。
- ・下水処理センターの見学時には下水特有の臭気があります。気になる場合はマスクをご持参ください。



## 水の飲みくらべ 旭川市健康まつり・旭川医大祭

6月1日~7日の水道週間に併せて、広報活動の一環として、6月4日に大雪アリーナで開催された「旭川市健康まつり」に、また、6月11日~12日に開催された「旭川医大祭」に参加しました。

「旭川市健康まつり」では旭川市保健所との連携・協力のもと、「旭川医大祭」では大学祭実行委員会のご協力のもと、これからの暑くなる季節にあわせて「安心・安全」、「経済的」、「お手軽」の三拍子そろった水道水のおいしさをPRしました。当日はそれぞれ延べ260名及び580名を超える多くの皆さまに水道水と市販のミネラルウォーターを飲みくらべていただきました。ご協力いただいた皆さま、まことにありがとうございました。

旭川市健康まつり



あざっぴーも登場しました

旭川医大祭



お問い合わせ先 総務課 ☎24-3160

JAあさひかわ

平成28年 夏「JAバンク」期間 平成28年6月1日水 ~ 平成28年7月29日金

### ゆめゆめ定期キャンペーン

正組合員・准組合員の方	新組合員加入の方	組合員以外の方
100万円以上の新規預入の方は	100万円以上の新規預入の方は	100万円以上の新規預入または増額
1年定期 店頭金利 +0.10%	1年定期 店頭金利 +0.05%	1年定期 店頭金利 +0.05%
3年定期 店頭金利 +0.15%	3年定期 店頭金利 +0.10%	3年定期 店頭金利 +0.10%

100万円毎に ゆめぴりか 5kg プレゼント ※金利は店頭金利となります。

●お米の引渡し前に中途解約されますとお米プレゼントは適用されません。  
●お米は平成27年度または平成28年度をお選びいただけます。  
●平成28年度の米をご希望の方は平成28年10月頃のお引渡となります。

●預入期間は1年・3年とさせていただきます。●ご契約いただいた定期貯金は「自動継続扱い」とさせていただきます。満期日以降は上乗せ金利が適用されませんのでご注意ください。  
●期日前に中途解約されますと、お預入日から中途解約日まで所定の中途解約利率が適用となりますのでご注意ください。●お利息は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。●個人の方に限らせていただきます。●本定期貯金は貯金保険制度の対象となり、同制度の範囲内で保護されます。●商品の説明書は、店頭にお申し出下さい。

JAあさひかわ

旭川中央支所 ☎26-3511	北部支所 ☎51-4336
神楽支所 ☎61-4111	近文支所 ☎53-1126
永山支所 ☎48-2171	厚生病院支所 ☎32-9011
旭正支所 ☎32-2231	豊岡支所 ☎31-3188
神居支所 ☎61-4126	江丹別支所 ☎73-2111
忠和支所 ☎62-2185	春光台支所 ☎52-7857
北野支所 ☎87-2131	

# 安全・安心・おいしい旭川市の水道水

## 水質を厳しくチェックしています

平成26年度に本市で実施した「水道・下水道アンケート」によると、水道局から提供してほしい情報として「水源・水質のこと」を挙げた方が最も多く、ご回答いただいた方のうち56.1%となっています。

水道は、毎日の生活や都市活動に欠かせないライフラインです。水道局では安全で良質な水道水を供給し続けるために、水質検査計画を作成し、水源である河川の上流部から市内の蛇口まで、様々な項目を検査し水質を厳しくチェックしています。また、老朽化した水道施設の計画的な更新を進めています。

### 水源と主な水道施設等

本市の水道水の水源は、大雪山連峰を源とした石狩川と忠別川の水です。川の上流に化学物質などを扱う工場もなく、どちらの川もととてもきれいなため、おいしい水道水ができると言えます。

川から取水した原水を、きれいで安心して飲むことができる水道水へと処理する重要な施設が浄水場です。本市には石狩川浄水場と忠別川浄水場があり、いずれも浄水方法に「急速ろ過方式」を採用しています。この方式は、主に、取水→凝集(凝集剤の働きにより、水中の小さな浮遊物を沈みやすい固まり(フロック)にする)→沈殿(フロックを沈めて取り除く)→ろ過(砂の層で小さな浮遊物や細菌を取り除く)→塩素消毒、の工程により水をきれいにするものです。

浄水場でつくられた水道水は、ポンプで各配水場に送られ、一時的に貯められた後、水道(配水)管を通して各ご家庭などへ配られています。

なお、浄水場・配水施設等は、昭和40年代に整備を行ってきた施設が多数あり、将来、集中的に更新時期を迎えることが課題となっています。

石狩川浄水場の給水区域	中央・西・大成・新旭川・永山・北星・春光・東鷹栖地区全域、神居・神楽・東・東旭川地区の一部
忠別川浄水場の給水区域	西神楽地区全域、神居・神楽・東・東旭川地区の一部及び東神楽町の一部



石狩川源流



忠別川源流

## 水道水は安全・安心!!



本市の水道水の水質検査は、水道法で定められている蛇口での毎日検査と水質基準項目検査に加え、原水・浄水についても水質基準項目検査を行っています。また、検査を行うことが望ましいとされている水質管理目標設定項目やクリプトスポリジウム指標菌検査などについても、検査地点や検査頻度を考慮して行っています。さらに、平成21年に水道GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得(中核市では6番目、道内では札幌市に次ぐ取得)し、水質検査技術や検査結果記録の管理など、様々な要件を高い水準で維持し、水質検査の更なる信頼性の確保に努めています。

### 水道GLP(水道水質検査優良試験所規範)とは?

水道水の水質検査機関による検査結果の信頼性確保を目的として、品質管理の国際規格を参考に公益社団法人日本水道協会によって策定された認定規格です。

水道水の水質検査機関が、規範により管理された体制の下で適正に検査を実施し、その結果の信頼性や精度管理が十分に確立されているかが厳正に審査され、的確であると認められた場合に認定されます。

### ミネラルウォーター類と水道水

食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」のうち、ミネラルウォーター類の成分規格の検査項目は、項目数の多い「殺菌又は除菌を行うもの」の場合で43項目です。

一方、水道水の水質基準は51項目であり、更に水質管理目標設定項目等を加えると、100以上の項目を検査し、基準値以内であることを確認しています。

### 水道水の塩素消毒

水道水の塩素には病原菌等の消毒という重要な役割があります。水道水は水道法によって、蛇口での残留塩素濃度を0.1mg/L以上に保持するように定められています。

また、その一方で、味やにおいの観点から、上限を1mg/L以下に抑えるという水質管理目標値も示されています。

水道局では、「おいしい水道水」をつくるため、蛇口での残留塩素濃度ができるだけ低くなるよう努めています。

水道水は、くみ置きしておく塩素が時間の経過とともに少しずつなくなっていくと、塩素が除去されたり、沸かしたりすると、塩素が除去されてしまいます。塩素による消毒効果がなくなると、空気中や容器に付着している雑菌などが繁殖し、飲料水には適さないものになってしまいますので注意が必要です。

### 水質検査計画・結果等

平成28年5月末現在、旭川の水道水は、水質検査の結果、全ての項目の数値が水質基準値以内となっています。

水質検査計画、水質検査結果、旭川市水道水質年報等については、水道局のホームページをご覧ください。

### 水の硬度

硬度とは、ミネラル成分のうち、カルシウム及びマグネシウムの合計量をいいます。

硬度が概ね120mg/L以上の水を硬水、120mg/L以下の水を軟水とします。

旭川の水道水は、石狩川浄水場、忠別川浄水場ともに軟水で、硬度が適度に含まれています。

## おいしい旭川市の水道水

水のおいしさは、飲む人の味覚や好み、健康状態、気温などの環境条件により異なりますが、多くの人は、水の硬度、臭気、残留塩素、水温、色度などにより、「おいしい又はまずい」と感じているようです。本市の水道水は川の水質に差はありますが、いずれの浄水場でつくられた水も「おいしい水道水」です。

昨年度、水道局が実施した市販のミネラルウォーターと水道水の飲みくらべでは、約1,200人の参加者のうち、「水道水の方がおいしいと答えた方の割合は43.2%、「どちらも変わらない」と答えた方を含めると、55.3%という結果になっています。

### 「おいしい水の要件」と旭川市の水道水の水質

項目	おいしい水の要件	石狩川浄水場	忠別川浄水場
蒸発残留物(mg/L)	30から200	64	101
総硬度(mg/L)	10から100	22.3	40.2
遊離炭酸(mg/L)	3から30	2.7	3.1
有機物等(mg/L)	3.0以下	1.5	1.2
臭気強度(TON)	3以下	0	0
残留塩素(mg/L)	0.4以下	0.4	0.4
水温(度)	20以下	11.1	10.8

※「おいしい水の要件」は「おいしい水研究会:厚生省(当時)」による。  
※浄水場のデータは、旭川市内の給水栓水(各浄水場につき、2カ所の蛇口の水)における平成26年度の年間平均値です。

## 貯水槽水道・給水装置の管理

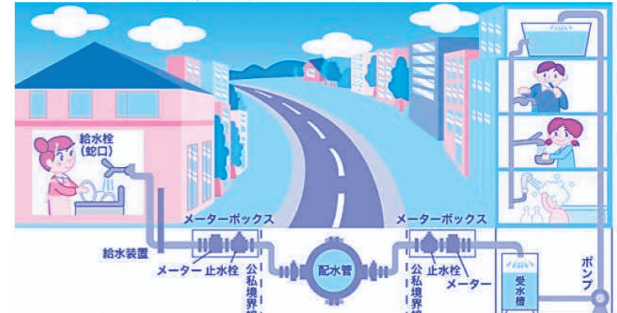
ビル・マンション等の建物で、水道局から供給される水道水をいったん受水槽に受けたのち利用者に供給する施設は、貯水槽水道と呼ばれ、所有者自身の責任で水質や施設の維持管理を行っていただくことになっています。

また、配水管から分岐して設けられた宅地内の給水装置(給水管及びこれに直結する給水用具)は皆さまの財産です。維持管理は自らで行ってください。

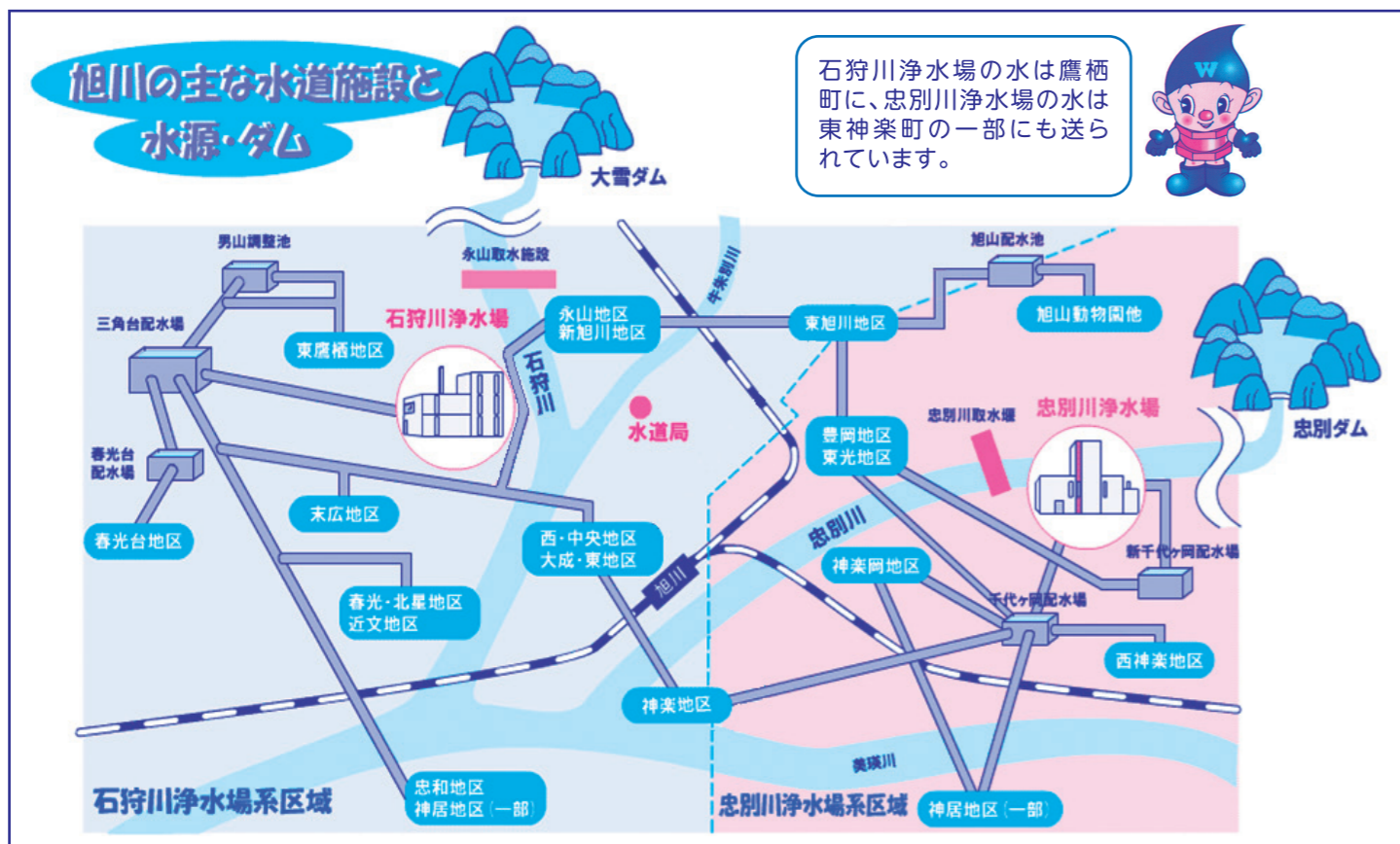
給水装置が老朽化し、さびによる赤水などが発生すると、蛇口の水質に影響がでることもあります。給水装置が故障したり老朽化した場合は、皆さまの費用負担で取替等の修繕をお願いします。

※給水装置の修繕等の工事については、水道局の指定工事店にお申し込みください(水道局ホームページをご覧ください。)  
※水道メーターは水道局の貸与物品のため、水道局で定期的に交換しています。

### 水道設備及び水質の管理区分



区分	宅地部分	道路部分	宅地部分	建物部分
水道設備管理	所有者(使用者)	水道局	所有者(管理人・使用者)	
水質管理	水道局			所有者(管理人)



石狩川浄水場の水は鷹栖町に、忠別川浄水場の水は東神楽町の一部にも送られています。



お問い合わせ先 (浄水場・水質等) 浄水課 ☎57-5003 (水道施設の更新等) 水道施設課 ☎24-3153 (貯水槽水道・給水装置) サービス課 ☎24-3165